



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 1 6 2 0 1 4 年 0 7 月 0 3 日

インドネシア商標法の改正

インドネシア商標法は、インドネシアのマドリッド・プロトコルの加盟と歩調を合わせて 1～2 年以内に改正予定である。改正の要点は以下の通りである。

1. 公告と実体審査

実体審査の前に 3 ヶ月間公告する。方式審査後に公告することによって、実体審査に要する審査官の負担を軽減し、審査手続きを早めることができる。

2. 公告商標に対する商標権者の監視

審査官は悪意による出願や紛らわしいほど類似する商標出願を審査しなければならないが、商標権者からの異議申立により依存するようになる可能性がある。かかる危険性に対処するためには商標権者は公告商標の監視に注意を払わなければならない。

3. 審査期間

実体審査の期間を現行の 9 ヶ月と 10 日から 6 ヶ月に短縮する。実際に審査期間を短縮できるかは疑問であるが、WIPO で開発されたプログラムを使用して改善する予定である。

4. 刑事罰の強化

商標侵害の刑事罰が強化される。刑期は同じであるが、侵害品が人間の生命の安全や健康又は環境を脅かす場合は通常の禁錮期間の 1/3 を増やす。同一商標の模造品であれば、罰金は最高 IDR10 億(USD174,000)から IDR25 億(約 USD217,500)に上げる。

5. 更新

商標の更新申請期間は登録満了前 12 ヶ月から満了日までであるが、改正法ではこれを満了前 6 ヶ月からとし、満了後 6 ヶ月の猶予期間を設ける。

5. 非伝統的商標

立体標章、音、匂い及びホログラムを非伝統的商標として出願を受理する。

6. 譲渡登録における連合

登録商標の譲渡に関して、連合商標の概念を導入する。商標登録時の連合制度はないが、登録商標を譲渡する際には類似商品・役務に関する類似商標は同時に譲渡しなければならないことを規定する。

7. マドリッド・プロトコル

マドリッド・プロトコルによる国際登録の出願にについて規定する。これは 2015 年 12 月までマドリッド・プロトコルに加盟することを課す ASEAN の行動計画に基づいている。

8. 予備的差止命令

裁判所による予備的差止命令を取得する手段・手続きを詳細に規定する。

9. 知的財産総局による登録取消の削除

商標権者が登録商標を 3 年間継続して使用しなかった場合、知的財産総局が職権で商標登録を取り消すことができる規定を削除する。かかる取消は第三者が商業裁判所に提起しなければならない。

(情報提供:TILLEKE & GIBBINS)